

三次市教育委員会告示第 号

三次市立小中学校嘱託員設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 22 年 4 月 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市立小中学校嘱託員設置要綱（平成 16 年三次市教育委員会告示第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「，4 週間を単位に 1 週間の平均勤務時間が 30 時間を超えない範囲」を「，4 週間を単位に 1 週間につき一般職の職員の 1 週間の勤務時間の 4 分の 3 を超えず，かつ 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内」に改める。

附 則

この告示は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。